

○甲斐市移住支援事業補助金交付要綱

令和元年8月1日

告示第127号

改正 令和2年2月28日告示第25号

令和3年3月30日告示第76号

(趣旨)

第1条 この告示は、本市への移住及び定住の促進並びに中小企業等における人手不足の解消を図るため、山梨県移住支援事業・マッチング支援事業及び起業支援事業実施要綱（以下「県要綱」という。）の規定に基づき就業又は起業等した者に対して、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、甲斐市補助金等交付規則（平成16年甲斐市規則第48号）に定めるもののほか、この告示の定めるところによる。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 移住 東京圏（条件不利地域を除く。）から東京圏以外の地域又は東京圏内の条件不利地域に転出することをいう。
- (2) 就業 県要綱第5の規定に基づき登録された対象法人等への就業をいう。
- (3) 起業 県要綱第6の規定に基づく起業をいう。
- (4) 東京圏 東京都、神奈川県、埼玉県及び千葉県をいう。
- (5) 条件不利地域 過疎地域自力促進特別措置法（平成12年法律第15条）、山村振興法（昭和40年法律第64号）、離島振興法（昭和28年法律第72号）、半島振興法（昭和60年法律第63号）又は小笠原諸島振興開発特別措置法（昭和44年法律第79号）の指定区域を含む市町村（政令指定都市を除く。）をいう。
- (6) 東京23区 地方自治法（昭和22年法律第67号）第281条第1項に規定す

る特別区をいう。

(7) マッチングサイト 移住支援金の交付要件を満たす対象法人等の求人情報を掲載する道府県が開設及び運営を行う情報サイトをいう。

(8) テレワーク 情報通信技術を利用し、所属する企業等から離れた場所において業務を行う勤務形態をいう。

(交付金額)

第3条 甲斐市移住支援事業補助金（以下「補助金」という。）の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 単身世帯 60万円

(2) 2人以上の世帯 100万円

(対象者要件)

第4条 補助金の交付を受けることができる者は、第1号の要件に該当し、かつ、第2号から第5号までの要件のいずれかに該当するものとする。

(1) 移住元及び移住先に関する要件については、次に掲げるア、イ及びウのいずれにも該当するものとする。

ア 移住元に関する要件については、次に掲げる事項のいずれにも該当すること。ただし、東京圏のうち条件不利地域以外の地域に在住しつつ、東京23区内の大学等へ通学し、東京23区内の企業等へ就職した者については、当該通学期間についても次に掲げる事項に規定する在住及び通勤の期間に含むことができる。

(ア) 住民票を本市に移す（以下「転入」という。）直前の10年間のうち、通算5年以上、東京23区内に在住又は東京圏のうちの条件不利地域以外の地域に在住し、東京23区内に通勤（雇用者としての通勤の場合、雇用保険の被保険者としての通勤に限る。以下同じ。）していたこと。

(イ) 転入直前に、連続して1年以上、東京23区内に在住又は東京圏のうちの条件不利地域以外の地域に在住し、東京23区内に通勤していた

こと。ただし、東京23区内への通勤の期間については、住民票を移す3月前までを当該1年の起算点とすることができる。

イ 移住先に関する要件については、次に掲げる事項のいずれにも該当すること。

(ア) 平成31年4月1日以降に本市に転入したこと。

(イ) 補助金の申請日において、転入後3月以上1年以内であること。

(ウ) 補助金の申請日において、本市に5年以上継続して居住する意思を有していること。

ウ その他の要件については、次に掲げる事項のいずれにも該当すること。

(ア) 暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者でないこと。

(イ) 日本人又は外国人のうち、出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）別表第2に規定する永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等若しくは定住者又は日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成3年法律第71号）第3条に規定する特別永住者のいずれかの在留資格を有する者であること。

(ウ) 申請年度及びその前年度における前住所地の市区町村において納付すべき税を滞納していないこと。

(エ) 本市に納付すべき税を滞納していないこと。

(オ) その他市長が補助金の対象として不相当と認めた者でないこと。

(2) マッチングサイトの求人による就業に関する要件については、次に掲げる事項のいずれにも該当すること。

ア 勤務地が東京圏以外の地域又は東京圏内の条件不利地域に所在すること。

イ 就業先がマッチングサイトに掲載している求人であること。

ウ 就業先が、補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）の3親等以内の親族が代表者、取締役等の経営を担う職務を務めている法人等でないこと。

エ 申請日において当該法人等に週20時間以上無期雇用契約に基づいて就業しており、連続して3月以上在職していること。

オ イに規定する求人への応募日が、マッチングサイトに補助金の対象法人等として掲載された日以降であること。

カ 就業先に、移住支給金の申請日から5年以上継続して勤務する意思を有していること。

キ 就業が、転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更ではなく、新規の雇用であること。

(3) 内閣府によるプロフェッショナル人材事業又は先導的人材マッチング事業を利用した就業に関する要件については、次に掲げる事項のいずれにも該当すること。

ア 勤務地が東京圏以外の地域又は東京圏内の条件不利地域に所在すること。

イ 申請日において週20時間以上無期雇用契約に基づいて就業しており、連続して3月以上在職していること。

ウ 就業先に、移住支給金の申請日から5年以上継続して勤務する意思を有していること。

エ 就業が、転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更ではなく、新規の雇用であること。

オ 目的達成後の解散を前提とした個別プロジェクトへの参加等、離職することが前提の就業でないこと。

(4) テレワークに関する要件については、次に掲げる事項のいずれにも該当すること。

ア 所属先企業等からの命令ではなく、自己の意思により移住した場合で

あって、移住先を生活の本拠とし、移住元での業務を引き続き行うこと。

イ 内閣府の地方創生テレワーク交付金を活用した取組の中で、所属先企業等から当該移住者に資金提供されていないこと。

(5) 起業に関する要件については、次条に基づく申請日において、県要綱第6の規定に基づく起業支援事業に係る起業支援金の交付決定を1年以内に受けていること。

2 前条第2号に規定する世帯に係る補助金の交付を受けることができる者は、次の各号に掲げる事項のいずれにも該当するものとする。

(1) 申請者を含む2人以上の世帯員が、移住元において同一世帯に属していたこと。

(2) 申請者を含む2人以上の世帯員が、申請時において同一世帯に属していること。

(3) 申請者を含む2人以上の世帯員が、いずれも平成31年4月1日以降に転入し、かつ、申請日において転入後3月以上1年以内であること。

(4) 申請者を含む2人以上の世帯員のいずれもが、暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者でないこと。

(交付の申請)

第5条 申請者は、甲斐市移住支援事業補助金交付申請書（様式第1号）（以下「申請書」という。）に、次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 運転免許証等の顔写真付き身分証明書の写し（顔写真付きの身分証明書がない場合は、保険証や年金手帳等公的機関が発行する公的証明書の写し）

(2) 就業先の就業証明書（前条第1項第2号又は同第3号の要件に該当する場合）（様式第2号）

(3) 就業先の就業証明書（前条第1項第4号の要件に該当する場合）（様式

第2号の2)

- (4) 移住元での就業証明書等（移住元の要件が東京23区以外の東京圏（条件不利地域を除く。）の地域から東京23区内に通勤していた者であって雇用保険の被保険者に該当する場合）
  - (5) 東京23区内の大学等へ通学していたこと分かる書類の写し（前条第1項第1号ア（ア）及び（イ）に規定する在住及び通勤の期間の算出において、東京23区内通学期間を含む場合）
  - (6) 移住元での開業届出済証明書及び個人事業等の納税証明書等（移住元の要件が東京23区以外の東京圏（条件不利地域を除く。）の地域から東京23区内に通勤していた者であって法人経営者又は個人事業主に該当する場合）
  - (7) 住民票（申請日から3月以内に発行されたものであって、第3条第2号の申請を行う場合は、世帯全員のもの）
  - (8) 移住元の住民票の除票（第3条第2号の申請を行う場合は、世帯全員のもの）
  - (9) 起業支援金の交付決定通知書の写し（起業に関する要件に該当する場合）
  - (10) 申請年度及びその前年度における前住所地の市区町村が発行する、納付すべき税の納税証明書（申請日から3月以内に発行されものであって、第3条第2号の申請を行う場合は、世帯全員（18歳以上の者に限る。）のもの）
  - (11) 本市が発行する、納付すべき税の納税証明書（申請日から3月以内に発行されものであって、第3条第2号の申請を行う場合は、世帯全員（18歳以上の者に限る。）のもの）
  - (12) その他市長が必要と認める書類
- 2 前項に規定する申請書の提出期間は、市長が定めるものとする。  
(交付決定の通知)

第6条 市長は、前条に規定する申請書の提出があった場合は、速やかにその内容を審査し、補助金を交付することが適当と認めるときは、甲斐市移住支援事業補助金交付決定通知書（様式第3号）により申請者に通知するものとする。

2 市長は、前項の規定に基づく審査を行った結果、補助金を交付すべき要件に該当しないと認めるときは、甲斐市移住支援事業補助金不交付決定通知書（様式第4号）により申請者に通知するものとする。

（補助金の交付）

第7条 市長は、交付決定した者に対して、原則として申請があった日から3月以内に補助金を交付するものとする。

（返還請求）

第8条 市長は、補助金の交付を受けた者が次の区分に応じて掲げる要件に該当する場合、補助金の全額又は半額の返還を請求する。ただし、雇用企業等の倒産、災害、申請者の病気、その他止むを得ない事情があると山梨県知事及び市長が認めた場合は、この限りでない。

(1) 全額の返還

ア 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けた場合

イ 補助金の申請日から3年未満に市から住民票を移した（以下「転出」という。）場合

ウ 補助金の申請日から1年以内に補助金の要件を満たす職を辞した場合

エ 県要綱に基づく起業支援事業に係る交付決定を取り消された場合

(2) 半額の返還

補助金の申請日から3年以上5年以内に市から転出した場合

2 市長は、前項の規定により補助金の返還を命ずる場合は、その期限を定めることができる。

（報告及び立入調査）

第9条 山梨県知事及び市長は、山梨県移住支援事業を遂行するため、必要が

あると認めるときは、山梨県移住支援事業に関する報告及び立入調査を申請者及び関連する雇用企業等に求めることができる。

(その他)

第10条 この告示に定めるもののほか、この告示の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、公布の日から施行する。

(有効期限)

2 この告示は、令和7年3月31日限り、その効力を失う。ただし、この告示に基づき交付決定された補助金については、この告示廃止後も、なお効力を有する。

附 則 (令和2年2月28日告示第25号)

この告示は、公布の日から施行する。

附 則 (令和3年3月30日告示第76号)

この告示は、公布の日から施行し、この告示による改正後の甲斐市移住支援事業補助金交付要綱の規定は、令和2年12月22日以後に本市に転入した者について適用し、同日前に本市に転入した者については、なお従前の例による。